

新規植生保護柵の設置（令和元年度）について

九州地方環境事務所

令和元年度に絶滅危惧種保護を主目的として設置した植生保護柵の設置箇所の一覧を表 5.1、保護柵の設置位置を図 5.1 に示す。設置箇所数は 4 か所であり、すべて西部地域の半山地区に位置する。

半山 3, 半山 4 については、西部林道を通行する観光客等に植生保護柵内外の相違を観察してもらうために西部林道沿いに設置した。

表 1 植生保護柵設置箇所

地区名	柵の名称	保護柵のサイズ ※1（ ）内は延長	敷地面積※2	位置	主な目的
半山	半山 1	約 9m×約 7m (延長約 32m)	約 100 m ²	西部林道下部 (県有林内)	環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠB類に指定されている植物種（タカクマソウ、ヤクシマネツタイラン）の群落の保護
	半山 2	約 6m×約 10m (延長 32m)	約 96 m ²	西部林道上部 (県有林内)	
	半山 3	約 15m×約 15m (延長約 60m)	約 289 m ²	西部林道直下 (県有林内)	
	半山 4	約 10m×約 20m (延長約 60m)	約 264 m ²	西部林道直上 (国有林内の保安林に位置)	

※2 敷地面積にはスカートネット部分を含む

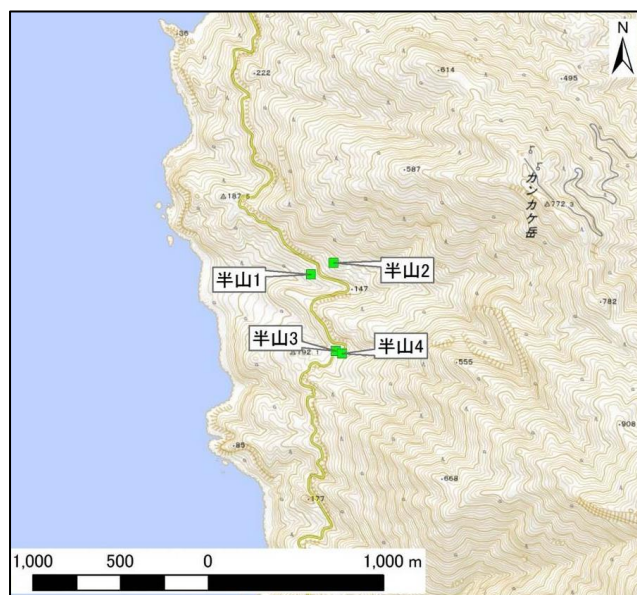


図 1 植生保護柵位置



図 2 植生保護柵の概観（半山 3）